

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回 権利擁護専門部会 要点録

日時：令和7年7月23日(水)13時30分～15時30分

会場：文京区民センター2階 2-B 会議室

出席者：

協議会会長

東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授 高山 直樹

委員

社会福祉士（高齢者あんしん相談センター駒込センター長） 新堀 季之

文京地域生活支援センターあかり 施設長 清水 健太

文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長補佐 北原 隆行

弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士 武長 信亮

文京区障害者就労支援センター 主任 皆川 譲

文京区障害者基幹相談支援センター 荒木田 紘子

弁護士 坂井 崇徳

司法書士 箱石 まみ

文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区副会長 吉野 文江

知的障害者相談員 賀藤 一示

文京社会福祉士会 事務局長 篠木 一拓

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長 平石 進

当事者委員 天野 亨

当事者委員 久米 佳江

区委員

障害福祉課 身体障害者支援係長 福田 洋司

障害福祉課 知的障害者支援係長 須田 浩史

予防対策課 保健指導係長 田中 利奈

福祉政策課 地域福祉係長 宮原 駿一

欠席者：

予防対策課 予防対策主査 柳瀬 裕貴

事務局

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 伊藤 真由子

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 新井 未来

1. 開会

第1回目の会議のため部会長が決まるまで事務局で進行。
文京区障害者地域自立支援協議会親会会長高山会長の挨拶。

2. 委員自己紹介

今年度から新たな任期のため、委員一人ずつ自己紹介。
委員は3年任期。当事者委員は1年ごとに意向確認。

3. 部会長及び副会長の互選

協議会要綱第7条5により部会長の互選。一同賛成の意により、新堀委員が部会長に就任。
協議会要綱第7条8により部会長から副部会長の指名。武長委員が副部会長に就任。
以降の進行は新堀部会長。

4. 議題（2）文京区障害者地域自立支援協議会について

議題（3）令和7年度障害者地域自立支援協議会における検討事項について

事務局より資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、3号に基づき説明。

- 協議会自体に、制度をつくる、法律を改正する等の権限はない。協議をすることに意義がある。部会がそれぞれ文京区の地域課題の抽出をして親会に意見を上げていく。親会はそれを基にして行政に意見を上げていく。地域課題を抽出しないと上にあげられないため、たくさんある地域課題について、どのように優先順位をつけていくか、第1回目部会であるこの場で決めていけたらと思う。
- ここで言う親会は文京区障害者地域自立支援協議会のこと。部会の中で障害者地域自立支援協議会のことを呼ぶときに親会と称している。
- ここでの意見は地域福祉推進協議会にも上げていくことになる。

質疑応答

- 資料3号について。制度の利用促進の「制度」とはどういったイメージか。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、介護保険制度も障害のある人たちに関係がある。法律に基づいた形で障害者に関連する制度全般と言っている。権利擁護専門部会は各部会にも通底している。
- 何か一つの制度というよりは、たくさんある権利を守るための制度がどのように用意されているか、どのように使うか、気づいたら使わずに終わってしまうことにならないように広めていくような枠で考えている。皆の分野がバラバラだと理解ができないので、連携をどのように図っていくかも一つの課題だと考えている。

5. 議題（4）令和6年度権利擁護支援連携協議会報告（文京区成年後見中核機関の実施状況報告）

事務局より資料4-1号、4-2号に基づいて説明。

- 自立支援協議会の委員としての肩書きで成年後見中核機関にも参加してほしい。
- 中核機関も障害者当事者部会の人たちの声を反映してもらいたい。連動していくことも市民後見人の重要なポイントになってくると思う。

●親80代、子ども60代。介護保険と障害福祉サービスが連携していかないとやっていけないことが多い。東京都でも重度の方（強度行動障害の方）をどうするかに移行している。ある程度自分で生活が出来ていたり、企業就労していたりする方は、高齢の親と一緒に住んでいる状況がある。そのような方に今後の希望を聞くと、親も出来るだけ一緒に暮らしていきたい意向がある。成年後見制度で専門職が入ることより、全部自分たちの生活を見守られる形で縛られるのではないかと懸念がある。市民後見人としてももう少しソフトに支えてもらえるのであればすごくいいと思うが、市民後見人はあまり知られていないので、養成講座もいいが、啓発のようなものがあるといいと思う。

●実際にどのような人がやっているのか、講座を受けた人がどのくらい受任しているか全然わからないと思うので、やりながら公開していく、どのような人がやっているかといった広報の在り方も必要なのかと思う。

●現場に入る実習があれば、こういった家族がいるので実習も兼ねて見守っていただけますか、といったことを言えるとすごくありがたい。緊急な家族が手をつなぐ親の会の会員にもいるので、何かしらの手助けをしていただけたらと思う。

●市民後見人は担い手側向けのスケジュールだと感じた。市民後見人とは何か、利用勝手等の周知がこれからだと思ったので、賀藤委員の意見趣旨に同意。関連する話で、資料4-1号について、入門講座は基礎講座に進む必須条件か。市民後見人の登録目標人数は何人か。

●入門講座は基礎講座に進む必須条件。基礎講座から実践講座に進む際は定員を狭めて実習に進んでいただく。基礎講座は30名定員で、実践講座10名定員。まずは10名が最大数の登録で考えている。

●実際に市民後見人はやらなくても知識を持っている人が増えるので、市民後見人を任せるため登録要件を厳しくするのは当然だと思うが、担い手養成では条件を緩和してもらえるといいのではないか。

●他の自治体では、すぐに後見人は難しい場合、地域福祉権利擁護事業の支援員になってもらったことが多い。地域福祉権利擁護事業の支援員をまず市民後見人に進めることはできないか。

●受任しない間も生活支援員活動への働きかけ、入門講座を受けた人も広く地域の活動で権利擁護の視点を生かしていただけるような後押しをしたいと考えている。

●後見人についてのうわさが広がりあまり申し立てをしない方がいいと思われたり、ある区では攻撃する団体も出てきたり、混乱が起きている。後見制度はどんどん広がっていく可能性があり、もっと使いやすくしようという改正もあるので、理念も含めて理解していただくのが重要だと感じる。区民の理解のために、まず知ってもらうことに重きを置かないと取り返しのつかないことになってしまいかねないと思う。

●後見人がついたら上手くいくのは幻想で、あくまでも支援チームの一員。サービス等利用計画やモニタリングを行うチームの中に後見人が入っていく。極論、福祉サービスが満遍なく行き届いていれば後見制度はいらない、財産管理の部分だけでいいといった意見もある。後見制度が本人の権利侵害になりかねないといった見方もある。これらをどのように考えていくかが本当の権利擁護につながっていく感じがする。

●権利擁護の意識が高い人が増えることが大事だと感じる。

6. 議題（5）権利擁護専門部会における取組について

事務局より資料5-1、5-2に基づいて説明。

質疑応答

●権利擁護は概念的過ぎて実態が分からないこともある。過去には選挙の投票支援や、成年後見制度の必要性・検討時期について時系列に並べた成果物の作成をした。新たな3年間で何を権利擁護として考えていくのか、委員の皆さまから意見をいただきたい。

●選挙権について。狛江市と国立市が進んだ取り組みをされていて、指差し方式までできる。過去に選管に働きかけたり、知的障害者に対してマニフェストを話したり。ここ最近の選挙はあり方が変わってきており、SNS 戦略になっている。障害のある方が選挙についてのアクセスがより難しくなっているのではないか。数年前と状況が変わっているの、改めて考えなければならないのではないか。前は文京区での議論時に選管までいかなかったのが心残り。

●後日意見聴取も行うが、現段階での権利擁護専門部会で目指すところや意見をいただきたい。

●不動産の押し売り、リースバック等の消費者問題について。

権利擁護で要求する権利や社会権的なものは多く取り扱われるが、権利侵害や第三者との不当取引等、虐待ではないものに対して支援する場所へのアクセスの確保があるといいと思った。後見分野だと、地域の専門職を活用できるような仕組み、地元の専門職を巻き込むための話ができるといいと思った。

●令和元年の親の会との勉強会・意見交換会では、後見制度の利用にかなり後ろ向きな実感だった。10年の歳月が経ち、今は市民後見人が好意的に捉えられているのは良いと感じた。権利擁護については、支援を受ける側のことも考えていかないといけないと思う。災害の時に受援力の話が出るが、障害分野でも大切なのではないか。支援する事は出来ても受援力を持ち合わせていない人もいるので、考えていくことが大切だと思う。

●過去には障害者の方との交流があまりなかった。いろいろないい制度があっても自分自身が知らないことがある。障害者だけでなく広く知っていく事も大切だと感じている。相談を受けて関係機関につなげていく事が仕事と思っているので、いろんな制度を多くの人に知ってもらうことが大切だと感じた。

●①情報リテラシー

情報格差が広がっている。弱い人が顕著に情報を得られない。AI の活用、当事者が恩恵を受けられるような環境や開発について考えていくべきかと思う。言ってはいけない言葉を繰り返し AI 相手に伝えていけると、その人に合わせた返答に変化する事例がある。

②市民後見人

中学生のような若い世代に授業の中で学ぶ機会があるのもいいのではないか。大人になって権利擁護を学ぼうとするとハードル高かったり意識が高かったりする人でないと難しいように感じるの、若いころから触れていくことが本当の権利擁護につながっていくと感じている。

③虐待が起こる構造について

津久井やまゆり園の事件が詳しく解明されていない。この事件をきっかけに改めて議論してもいいのではないか。

●市民後見人制度はボランティア扱いなのか。

●家庭裁判所が選任するものであり、ボランティアとは違った立ち位置になる。

●今の意見が地域住民の人の意見に一番近いのではないか。市民が後見人をやると理解するのか、後見人業務を市民の誰かがやってくれるかと捉えるか。両方の意味がある。

●日常的に権利の侵害にあたっている生活をしていると感じる。①盲導犬がいまだに飲食店やホテルで

断られる。難しい問題ではあるが、外国人スタッフに犬がダメだと言われてしまう。説明するが、相手も理解が難しい。②自転車のスピードが速くすぐそばを通り過ぎた感覚がある。街中で一緒に生活していることを再確認する必要があるのではないかな。

●周知に重きを置くなら市民後見の啓発。それ以外では、自立支援協議会自体で切れ目のない支援をテーマに取り組んでいるが、虐待の通報の流れ、相談、管轄によって相談先が異なるものの統一ができると分かりやすいのではないかと感じた。

●支援を通じて、特に住まいの問題に課題を感じている。何らかの理由で親と住めなくなり一人で生活しなければならない状況になった際、誰とどこで住むかの意思決定を出来ない状況になっている。GHと入所施設の2択になってしまっている。自宅で暮らす選択肢がなかなか選べない、本人の意思と関係なく、東京ですら選択できない状況になっている。この部会に限る話ではないが、話し合いや検討できる場はもっていききたいと思う。

●一人暮らしのサポートを地域の支援機関と一緒にできればいい。知的障害の方の親は最後まで自分たちで見たいという気持ち強いが、支援者としてはその前のヘルプが欲しい気持ちもある。成果物のガイドを共通認識を持つてつくったので、周知啓発していければよいと思う。過去に情報提供して状況が良くなってきたケースもあるので、更に普及啓発できるといいと思う。

●成年後見導入ケースにあまり関わったことがない。障害から高齢（介護保険）への移行は説明の機会が多い。作成したガイドを配るだけで定着させるのは難しいと感じるので、使い方の説明→一定期間開ける→ガイドの使用状況と感想をモニタリング→意見を吸い上げどのように活用していくのか相談していくのかの検討が必要だと思う。本人の為の制度を本人に説明するのは身近な支援者。地域の支援者に理解してもらって、大体の概要を説明できるようになり、連携する機会を多く設けることにつなげられるといいのではないかな。当事者委員で、お金のことを身近な人に相談したら分からないと言われたエピソードがあった。

●後見制度の事例について聞ければ少しでもアドバイスできるようになれるのではないかな。施設に通っている障害者に対して代筆の制度を利用して代わりに選挙投票していたと新聞記事で見かけ、このような事件から選管も警戒心が強いのではないかな。

●周知が大切だと思う。8060で生活しているケースも多くなってきている。法人との信頼関係があり、当事者が成年後見制度を使用しなくても法人を頼れると親は思っているが、法人はそこまで面倒はみられないといった声も聞く。専門職後見人と市民後見人の違いや、後見制度のメリット・デメリットの話を周知できるような検討を進めていくことが必要だと思った。

●コロナ禍で感染者の対応をする中、本当なら支援が入った方がいい方、健康で文化的な生活を送れているのか疑問な方もいた。コロナの入院調整で当時は追われていたが、現在は感染症の支援で終わりではなく、その後の生活がどのように送れるのかということを考え丁寧に関わっていくように取り組んでいる。支援機関につながっていなくても、どこかの病院に通っていることはあるので、後見制度について、説明できる人が増えるように、医療機関等にも周知を広めていけるといいのではないかと感じた。

●身近なところでは、権利擁護について知らない、関わったことが無い人が多い印象。引き続き発信、周知、権利擁護について知っている人を増やすことを目的に、去年の成果物も活用しながら取り組めたらいいと思う。

●成果物が作られるプロセスの中で興味深い議論もたくさんあったが、成果物自体は一般論に留まって

いる印象を受けた。個別の疑問点を成果物や提言等で反映できるといいと思っている。文京区ならではの、部会構成員ならではのものを最後に残せればと思っている。権利擁護は概念が幅広く、ニーズから出発すると、他の部会の権利擁護の観点から、この部会に何を求められているのかヒアリングを行う。合わせて、他の自治体の自立支援協議会からも学び、文京区の地域課題と当てはめ、文京区らしい成果物や提案ができるといいと思っている。

●本日いただいた意見と他の部会のヒアリングで、権利擁護専門部会が何を期待されているのか議論を進め、次回に委員の皆様にご諮り、今年度中には方向性、来年度には計画、再来年には実行できるといいと考えている。投票支援の先駆的なところでは、施設に選挙カーが来て演説して帰ることもある。今まで選ぶチャンスすらなかったが、意思形成支援のところは取り組まれるようになってきた。一方で、意思決定のところの支援が課題として残っている印象がある。成果物は18歳からになっているが、18歳未満は子ども支援専門部会で作成しているので、連動を図り、全体的に見ていく必要がある。障害、高齢だけでなく、保健衛生、不動産売買（消費者被害）等多くの分野がつながっているので、皆さんと検討して進めていきたいと思う。

●サービスだけで生活が成り立たない状況になっている。個別ケースから見えるものも多いのではないかと。事例検討で汎用化し、権利擁護専門部会が各部会の核になってやっていく。今年度で方向性を定めるレベルで取り組めるといいのではないかと。

●次回は10月頃開催予定。

7. 閉会